

# 登記事項証明書の 添付省略に向けた見直し

平成29年10月  
内閣官房  
日本経済再生総合事務局

# 法人設立手続きにおける登記事項証明書の求め

- 現状の法人設立手続きでは、各プロセスにおいて登記事項証明書の提出が求められている。
- また、民間事業者における手続き（例：法人口座開設）についても、法律に基づいて登記事項証明書の提出が求められているものがある。

## 登記後に求められる手続

- 税務署 設立届出
- 都道府県・市町村税事務所 設立届出 **必要**
- 労働基準監督署 設立届出 **必要**
- 公共職業安定所 設立届出 **必要**
- 年金事務所 設立届出 **必要**
- 健康保険組合 設立届出 **必要**
- 法人銀行口座開設 **必要**

★法人口座開設手続き  
（犯罪収益移転防止法に規定される  
特定事業者の特定業務）  
法人の本人特定事項の確認書類と  
して、登記事項証明書（又は印鑑登  
録証明書）※の提出が求められる。

※オンラインの場合、商業登記電子証明書

発起人はそれぞれの手続きについて登記  
事項証明書を提出することが求められる。

登記が完了し登記事項証明書を取得する  
までは一連の申請を行うことができない。

# 登記事項証明書の求めに関する課題

- 登記事項証明書とは、登記簿に記録されている事項を証明した書面。
- 現行制度では、事業者からの申請時に登記事項証明書の提出を求めることで、行政機関等において事業者情報に係る申請内容が正しいかどうかを確認していると考えられる。
  - ※なお、登記事項証明書は所定の手続きを踏めば誰でも取得可能なため、これを確認しても申請の真正性を確認することはできない。
- 登記事項にかかる情報は行政機関が管理しているにも関わらず、現行制度ではこれを別の行政機関が参照するために事業者に変更して証明書提出を求めている。

**参考（第1回検討会ご意見）**：設立に関連する手続には、何かにつけて登記事項証明書が求められるが、起業家にとって窓口に取りに行く負担は大きい。

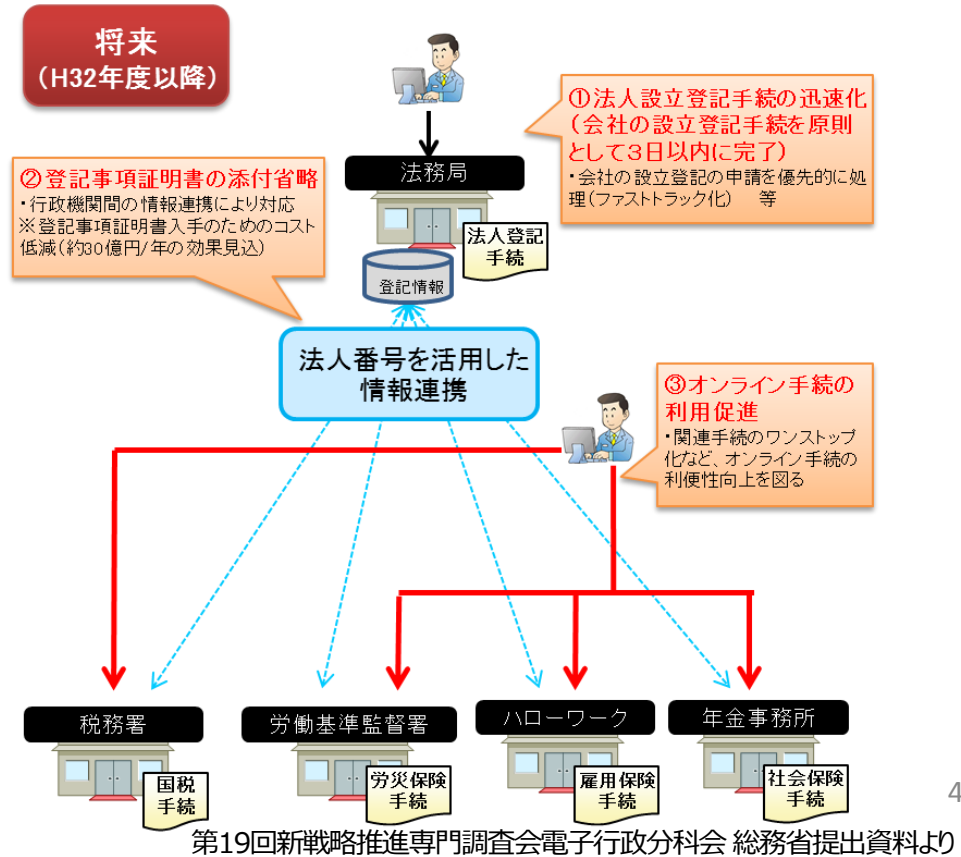
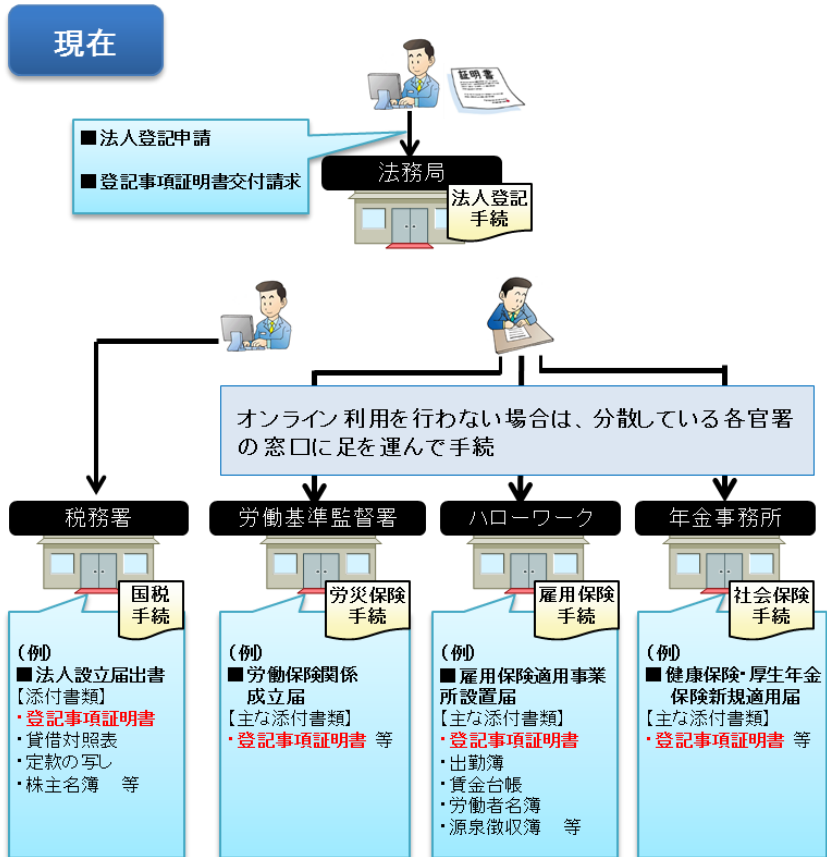


**事業者情報に係る申請内容の確認の方法として、事業者に登記事項証明書の提出を求めることが必要不可欠か。より効率的な他の手段で代替することが可能ではないか。**

# 登記事項証明書の求めに関する課題

- 現状の取組として、行政機関等に対してオンラインにより法人の登記情報を提供可能とする等の、行政機関間の情報連携のための仕組みを構築することとしており（H32年度中の運用開始を予定）、関係府省は、これをもとに登記事項証明書の添付省略を図ることとされている。
- これは単なる確認行為の省略ではなく、ワンスオンリー原則（「一度提出した情報は、再提出不要」）の実現に寄与するものとして位置づけることができるのではないか。

「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（平成28年10月CIO連絡会議決定）において、事業開始等の各種手続で登記事項証明書の添付を省略できるよう、関係機関間での情報連携を推進することとされた。



# 登記事項証明書の添付省略に向けた見直し（案）

- 法人設立に関する行政手続負担を軽減し、起業促進とその後の生存率を高める観点から、以下の見直しを検討してはどうか。

## （１）確認の方法

- 行政機関間の情報連携が開始した場合は、登記事項証明書を事業者に提出させることは必ず廃止すべきではないか。
- 情報連携が開始するまでの間、法人番号公表サイトや登記事項情報提供サービス等において、行政機関等が確認すべき事項を閲覧することで、登記事項証明書の添付を廃止してはどうか。
- 上記の情報連携が開始した場合は、申請手続き時における現行の記入事項のうち、登記事項証明書記載事項については記入を求めないこととしてはどうか。
  - 申請内容のうち、申請者情報に係る事項については申請者が一意に特定される最低限の情報（例：法人番号）があればよいこととしてはどうか。

## （２）手続きのタイミング

- 登記事項証明書の添付を求めている手続について、将来的にはシステム間の自動連携で確認することとして、当面の間、当該証明書の確認は事後的に行うこととして、設立登記完了を待たずに、手続きの受付を認めることとしてはどうか。